

# 工 事 請 負 契 約 書

第 1 条 発注者 (以下「甲」という。) 及び  
浄化槽工事業者 (以下「乙」という。) は、  
朝日町合併処理浄化槽設置事業補助金の交付を受けて甲が行う合併  
処理浄化槽の設置工事に関し対等な立場でこの契約を締結し、信義  
を守り誠実にこれを履行する。

第 2 条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

- (1) 工事の場所 朝日町 番地
- (2) 工事の期間 年 月 日～ 年 月 日
- (3) 設置する浄化槽  
浄化槽法 (昭和 5 8 年法律第 4 3 号) 第 4 条第 1 号の規定に  
よる構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量 (以下  
「BOD」という。) 除去率 9 0 パーセント以上、放水量の  
BOD が 2 0 mg / ℓ (日間平均値) 以下の機能を有するところの、別添する図面及び仕様書に係る合併処理浄化槽。
- (4) 工事の請負代金及び支払方法  
金 額 円  
支払方法 1. 現金 2. その他 ( )

第 3 条 乙は、この契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期  
間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、  
引き渡しと引き換えにその請負代金全額の支払を完了する。

第 4 条 乙は、この契約に係る工事を浄化槽法第 2 9 条第 3 項の規定  
に従い、浄化槽設備士に実地に監督させ、又は自ら浄化槽整備士の  
資格を有して工事を実地に監督しなければならない。

第 5 条 甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第 3 者  
に譲渡又は継承させてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場  
合はこの限りでない。

第 6 条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一  
括して第 3 者に委託し、又は、請け負わせてはならない。

第 7 条 乙は、浄化槽法第 4 条第 3 項の規定による浄化槽工事の技術  
上の基準及び朝日町が定める工事の規準に従って工事を行わなけれ  
ばならない。

第8条 甲は、やむを得ない場合には、工事の内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き甲が負担する。

第9条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して遅滞なくその事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合その延長日数は、甲乙協議して定める。

第10条 工事の完成引き渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第11条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第12条 乙は、朝日町が定める合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

第13条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求することができる。

2 甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受けその検査結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求し、又は補修に代わる損害賠償を請求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、損害賠償を請求することができない。

第14条 瑕疵の補修又は損害賠償請求権の行使は、引き渡し後5年以内に行わなければならない。

第15条 次の各号の一つに該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手續きを要せず、この契約を解除することができる。

(1) 浄化槽の設置等の届出その他の必要な手續きが受理されず、又は認められないとき。

(2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替え金を甲に請求することができる。

第16条 甲は、乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙の契約違反によりこの契約の目的を達成することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第17条 次の各号の一つに該当するときは、乙は催告その他何等の手續きを要せず、この契約を解除することができる。

(1) 第8条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。

(2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき、又は請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。

(3) 甲がこの契約に違反しその結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

2 前項によって、この契約が解除されれば場合は甲は乙の損害を賠償するものとする。

第18条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議のうえ定めることとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 発注者 住 所  
氏 名 ⑩

乙 請負者 住 所  
氏 名 ⑩

浄化槽工事事業登録番号：( )  
又は届出番号：( )  
浄化槽整備士：( )